

「介護職員等特定処遇改善加算」

有限会社ミカタは令和元年 11 月より下記事業所にて介護職員等特定処遇改善加算を取得しています。

事業所名：言語リハビリ ミカタ千葉・言語リハビリ ミカタ船橋・言語デイサービス ミカタ市川

「介護職員等特定処遇改善加算の要件」

- ・ 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること
- ・ 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
- ・ 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

「見える化要件」

賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を、介護サービス情報公表システムや事業者運営のホームページ等により外部から見える形で公表することです。

「職場環境要件の提示について」

見える化要件に基づき賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記に提示します。

分類	内容
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）
労働環境・処遇の改善	ICT 活用（ケア内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化
その他	介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化 非正規職員から正規職員への転換